

原油価格や電気料金等高騰に対する支援事業

原油価格や電気料金の高騰が長引くなか、省エネによる経費節減に対する取組や、かかり増し費用について支援を行います。**支援メニュー①と②は、いずれか一つの選択制となります。**

詳細は、12月下旬公開予定の町または白鷹町商工会のホームページをご覧ください。

対象者

以下の①～④を満たす **全ての事業者が対象** となり得ます。

- ① 町内に事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- ② 令和5年11月1日現在で事業を営んでおり、申請後、継続して事業を営む意思があること。
- ③ 令和5年度に町の同種目的の支援を受けていない（受ける予定がない）こと。
- ④ 町税の滞納がないこと。

ただし、上記①～④を満たしても以下の事業者は対象外となります。

- 農林水産業による収入を主とする個人事業主 ●電力業 ●銀行業等 ●郵便局 ●政治団体 ●宗教団体
- 性風俗産業 ●その他公序良俗に反する事業等を行う事業者

支援メニュー① 省エネ設備導入支援事業費補助金

省エネに取り組む事業者を支援するため、設備導入費用の一部補助を行います。

◆**対象設備** LED照明設備、高効率空調（エアコン）、その他交付要綱で指定する設備

※従前の設備に代えて導入する場合のみ対象となります。

※対象設備の要件については、町ホームページ等で必ずご確認ください。

◆**事業期間** 令和6年2月29日迄 **※令和5年4月1日以降導入済みのものも対象とします。**

◆**補助率** 1/2

◆**補助金上限額** 令和5年11月1日時点の従業員数により上限額が異なります。

R5.11.1現在の従業員数	25人未満	25人～	50人～
上限額	30万円	40万円	70万円

支援メニュー② 原油価格等高騰対応支援給付金

電気料金等のかかり増し費用について給付金により支援を行います。

◆**対象経費** 令和5年4月～11月の電気料金、ガス料金、燃料費（ガソリン・軽油・重油・灯油）

◆**給付金額算定方法** **任意のひと月の対象経費額 × 10% × 最大12ヵ月分**

（対象経費は1つを選択。算定した額が3万円未満の場合は、一律3万円。）

◆**給付金上限額** 令和5年11月1日時点の従業員数により上限額が異なります。

※**給付金額の算定例** 4月～11月の間で8月の電気料金が最も高い場合で、8月の電気料金が36,000円の場合

36,000円 × 10% × 12ヵ月 = 43,200円 千円未満切り捨てのため、給付金額は**43,000円**となります。

R5.11.1現在の従業員数	10人未満	10人～	25人～	50人～
上限額	5万円	10万円	25万円	50万円

申請方法

申請方法：**郵送**または**持参**により**白鷹町商工会**まで提出ください。

申請期間：令和6年1月9日（火）～2月16日（金）【消印有効】

提出書類：交付申請書 及び 交付申請書記載の添付書類

お問い合わせ先

白鷹町商工会（受付時間：平日の9時～11時、午後1時～4時まで）

TEL 85-0055 FAX 85-0056 〒992-0832 白鷹町大字荒砥乙555-1